

第26号議案

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第19条の8第2項中「11,700円」を「8,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。